

尾張旭市分別収集計画

(令和 8 年度～令和12年度)

令和 7 年 8 月

尾 張 旭 市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

尾張旭市におけるごみ量は、人口の増加、都市化の進展に伴って増加の傾向にあったが、ごみ減量やリサイクル意識の高まりの中で、平成16年度をピークに近年は減少傾向となっている。

3市で組織する組合で運営管理する最終処分場については、旧施設の埋立処分が終了したことから、多大な費用と労力をかけて、平成14年3月に新たな最終処分場を設置し現在にいたっているが、最終処分場の埋立容積には限りがあることから、同じく組合管理の焼却施設を含めて長期使用を図るためにも更なる減量に取り組まなければならない。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進して限りある資源を有効利用することや、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することで、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ◆ 市民、事業者及び行政の責務を明確にし、一体となって、ごみの減量化や再資源化を推進する。
- ◆ 収集体制の整備充実と同時にごみ分別の徹底を図り、ごみの減量化等、市民意識の向上に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,751	3,617	3,491	3,371	3,259
製品プラスチック	0	0	0	0	411

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。なお、方策の実施にあたっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、各事業を進める。

また、今後より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、市民、事業者の意見を反映させていく。

- (1) 過剰包装の自粛について意識の向上に努める。
- (2) 買い物袋持参及びレジ袋いらない運動を進める。
- (3) 市広報誌、パンフレット、ホームページ等によりリサイクルに関する知識等の普及啓発を行う。
- (4) ごみ処理の実態について、広く市民に知ってもらうため、ごみ処理施設等の見学を実施する。
- (5) ごみに関する出前講座をPRするとともに、講座を通じて啓発を図る。
- (6) リサイクル関連イベントを開催する。
- (7) ごみの受入れ、リサイクルの実践、ごみ分別などの環境学習の場としてリサイクルひろばを運営する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な機材や作業員等の確保、選別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を下表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶 類
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	び ん 類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		古 紙
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）		プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	46	41	37	33	30
主としてアルミ製の容器	66	59	54	49	44
無色のガラス製容器	164 (164)	157 (157)	150 (150)	143 (143)	136 (136)
茶色のガラス製容器	146 (146)	140 (140)	133 (133)	127 (127)	121 (121)
その他のガラス製容器	55 ()	52 ()	50 ()	48 ()	46 ()
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	16	16	16	15	15
主として段ボール製の容器	565	539	514	491	468
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	34 (34)	31 (31)	28 (28)	25 (25)	23 (23)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	217 (217)	224 (224)	230 (230)	237 (237)	244 (244)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	545 ()	527 ()	510 ()	494 ()	478 ()
（うち白色トレイ）	44 ()	42 ()	41 ()	40 ()	38 ()
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	0	0	0	0	119 ()

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自処理する予定量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準適合物等の} \\ \text{量の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{直近年度の} \\ \text{特定分別基準適合物等の} \\ \text{収集実績} \end{array} \right) \times \text{人口変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの（主体）は以下のとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属属	スチール製容器	缶 類	・市による定期回収 ・市民団体による集団回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	び ん 類	・市による定期回収 ・市民団体による集団回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	・委託業者による拠点回収 ・市民団体による集団回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者
	段ボール	古 紙		
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・市による公共施設拠点回収 ・リサイクルひろば、スーパー回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・委託業者による定期回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	・店頭回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者
	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	・市による定期回収 ・リサイクルひろばでの拠点回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管は、民間施設行う。製品プラスチックの分別収集については、令和12年度を目途に、民間施設での処理について検討する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 分別回収の徹底

広報誌、分別収集の必要性及び排出の方法を掲載したチラシの配布及びごみ出しの方法を掲載したホームページ並びに携帯用アプリを利用するなどして市民に周知を図るとともに、周知協力方法の検討を引き続き行う。

(2) ごみ収集・運搬施設（環境事業センター）等の整備

分別収集・運搬を効率的に行うため、必要に応じ環境事業センターの施設整備に務めるとともに、ごみ処理を同じくする尾張東部衛生組合の構成市である瀬戸市、長久手市との広域リサイクルシステムなどについても調査、研究を行う。

(3) 資源回収活動の奨励

ア 廃品回収奨励金（補助金）制度の適宜見直しを行う。

イ ストックヤード整備の検討を行う。

ウ 回収用具の整備と貸出しを行う。

エ 資源回収団体相互のネットワーク化と回収活動情報の提供を行う。